

## 第1回 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会

日時：平成22年10月30日(土) 13:30～16:00

場所：ウイングプラザ4階研修室E

出席者：(委員) 樋口委員長、大嶺委員、小野委員、梶山委員、大東委員  
(滋賀県) 嘉田知事、正木部長、上山次長、岡治室長、中村主席参事、  
井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼  
副主幹、秦主査  
\*コンサル6名  
(栗東市) 竹内課長、太田係長、矢間主査  
(自治会) 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東コ-ハウスの  
各自治会から計17名  
(傍聴者) 5名  
(県会議員) 木沢議員  
(マスコミ) 朝日新聞、京都新聞、滋賀報知新聞、中日新聞、びわこ放  
送、毎日新聞、読売新聞

(出席者数 55名)

司会：それでは定刻となりましたので、ただいまから第1回目となります旧RD最終処分場有害物調査検討委員会を開会させていただきたいと思います。まず、知事より一言ごあいさつを申し上げます。

知事：改めまして皆さん、こんにちは。本日は旧RD最終処分場有害物調査検討委員会、第1回の会議になります。会議開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、それぞれ大変ご多忙の中、今回の委員会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、本日は月末で何かと気ぜわしいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様には調査についての地元自治会の意向を直接お聞きいただきまして、調査計画に対するご助言をいただきたいとの思いから、本日は地元自治会の皆様にも、お忙しいところお越しいただいております。どうもありがとうございます。

RD最終処分場問題は皆様よくご存知のように、平成11年の硫化水素発生以来、10年を超える年月が経過しておりますが、いまだ解決に至っておりません。こうした中、昨年11月、当時の田島環境副大臣に現地にお越しいただきまして、これを契機として環境省と協議を重ねて助言を得る中で、本年1月

には、有害物をできるだけ探して除去することを基本とする今後の県の対応方針を、地元の皆様にご提示させていただきました。その後も地元自治会の皆さんと話し合いを続けさせていただき、この6月には地元自治会の皆様から有害物調査の実施に合意をいただきました。県といたしましては、この合意に基づきまして、早期に具体の調査にとりかかりたいと思っております。

委員の皆様からご助言をいただきながら、引き続き住民の皆さんと話し合いを重ねさせていただきながら、調査の実施、さらにはその結果に基づいた対策工の方針の策定へと進め、この問題を1日も早く解決したいと考えております。

ご承知のとおり、この対策は産廃特措法に基づき実施することとしておりますが、法期限内に対策工を完了することは現実的に困難な状況でございます。これまでも法の延長について、国に対して要請してまいりましたが、現行法の期限が平成25年3月であることを考えますと、早期に対策工に必要な工事期間や費用等を詰めて、国に要請をしていく必要があります。委員の皆様にはそれぞれの専門分野から、よろしくご助言いただきますようお願いを申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。なお本日、他の公務がございまして、これで失礼させていただきますが、どうか後の審議よろしく願います。

司会：ありがとうございました。知事は所用のため、ご退席をさせていただきます。

本来ですと直接、委嘱状をお渡しするところですが、時間の都合上、お席に事前に配付させていただいております。委員の皆様にはご了承願います。委員の皆様には本日より平成23年3月31日までの間、委嘱をお願いさせていただいておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、ただいまから検討委員会を開会させていただきます。はじめにお断りさせていただきます。傍聴の皆様方からのご発言は受けないことといたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。なお、後ほど各自治会の代表の方々から、ご意見をお伺いする時間を設けておりますので、その節はよろしく願います。本日は初会合でもございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思っております。大変恐縮ではございますが、大嶺先生のほうからよろしく願います。

大嶺委員：皆さん、こんにちは。九州大学の大嶺といたします。この委員会は初めてですので、いきさつなどはあまり十分把握していませんが、いろいろ勉強しながら意見を言いたいと思います。よろしく願います。

小野委員：日本工業大学の小野と申します。よろしくお願いいいたします。ほとんど産業廃棄物の調査で35年ほどやってまいりました。何か、まだこの現場はあまりよく、先ほど見たばかりなのでわかりませんが、勉強していきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

梶山委員：弁護士の梶山でございます。皆さん、今日はどうもご苦労様です。前回の委員会の際にも委員をさせていただきました。今回も忘たんのない意見を述べたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

大東委員：初めまして。名古屋の大同大学からまいりました大東と申します。私は今、愛知県とか名古屋市のいろいろな環境絡みの仕事をやらせていただいています。今回の現場と関連するところであれば、愛知県の不法投棄の撤去検討委員会とか、あるいは廃棄物処理施設の設置委員会とか、そういったところにかかわっておりますので、何がしか私の経験が生かされればと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

樋口委員長：皆さん、こんにちは。福岡大学の樋口と申します。前回の委員会のほうにも参加させていただいております。今日、改めてまた現場を見せていただきました。対策が一部済んだところもございますけれども、新たな気持ちでこの調査に取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしくお願いいいたします。

司会：ありがとうございます。それでは、これより検討委員会に移らせていただきたいと思います。まず検討委員会の設置目的等につきまして、要綱に基づきまして事務局から説明をさせていただきます。

滋賀県：それでは資料1の一枚開いていただいたところに、設置要綱と委員さんの名簿が付いておりますが、これで説明をさせていただきます。

まず第1条、趣旨ですが、このRDの処分場についての有害物調査と対策工基本方針の検討にあたって、理工学的事項について専門的な意見を反映させるために設置するということです。

第2条、所掌事務ですが、大きく二つ、廃棄物及び地下水等の調査の実施ならびに調査結果の評価で、もう一つは効果的、合理的な対策工基本方針の検討です。あと、その他趣旨を達成するために必要な事項としております。

第3条、組織ですが、委員会に委員長および副委員長を置く。人数は5名以内です。3としまして、委員長は委員の互選により定める。4としまして、副

委員長は委員長が指名する。あと5としまして、委員長は事務を総括し、委員会を代表する。6で、副委員長は委員長を補佐する。7としまして、必要に応じて委員会にオブザーバーを置くことができるとしております。

第4条、任期ですが、委嘱の日、本日から平成23年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができるかとさせていただいております。

第5条、会議ですが、会議は委員長が召集し、議長となる。2としまして、委員が会議に出席できない場合は、文書等により意見を述べるができる。3としまして、委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。4としまして、委員会は公開といたします。

第6条、事務局ですが、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置くとしております。

第7条、その他としまして、要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるとしております。

付則としまして、要綱は平成22年10月5日から施行するということです。以上でございます。

司会：ただいまの事務局からの要綱に関する説明につきまして、委員の皆様、ご質問等ございましたらお受けいたします。

質問もないようですので、議事に移らせていただきたいと思います。

それではまず、検討委員会の委員長の選出についてお願いいたします。委員長の選任につきまして、設置要綱第3条第3項の規定で委員の皆様の互選とされております。委員長の選任につきまして委員の方、ご意見等はございませんでしょうか。

小野先生。

小野委員：今までの経緯もありますし、全国の処分場を経験なさっている樋口先生に委員長をお願いしたいと思います。推薦いたします。

司会：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。それではご意見のとおり、樋口委員を委員長として選任することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

司会：ありがとうございます。それではお手数ですが、樋口委員、委員長席のほうへ移動をお願いいたします。

樋口委員長：それではご下命によりまして委員長をやらせていただきます、福岡大学の樋口です。よろしくお願いいたします。今回の委員会は前回と違いまして、調査の内容ですとか、対策の方法等につきまして、それぞれの委員の方々の専門的な立場からご意見を伺いまして、我々が意思決定をするということではなくて、意見を述べるというようなスタンスでございますので、そのへんも含めてよろしくお願いいたしますと思います。以降、座って進行させていただきます。

司会：続きまして副委員長の選任でございます。設置要綱第3条第4項の規定で、副委員長は委員長が指名することになっております。樋口委員長、どなたかご指名いただけますでしょうか。

樋口委員長：それでは、今回はやはり調査が中心になるということもございまして、調査のご経験豊富な小野先生のほうに、小野委員のほうにお願いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。ぜひお願いいたします。

司会：小野委員、今ご指名がございましたが、いかがでしょうか。

小野委員：では、やらせていただきます。

司会：どうもありがとうございます。それでは小野委員に副委員長をお願いいたします。それでは設置要綱第5条第1項の規定に基づき、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

樋口委員長：それでは議事のほうに入っていきたいと思っております。まず議題の既存の調査結果の概要につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

滋賀県：最終処分場特別対策室の井口です。資料の2と書いております、こちらで説明をさせていただきます。パワーポイントを使いまして、そちらを見ながら、こちらの紙ベースの資料と基本的には同じ内容でございますので、これで説明をさせていただきます。

最初にちょっとお断りというか、おわびでございますけれども、この調査結果の概要の中で、基準値を超えたものについては網かけということにしておりますが、一部ちょっと網かけが抜けているものがございます。データは間違い

ないと思っておりますが、それも含めて確認していただいて、委員会終了後になります。至急訂正したものを委員さん、また住民の皆さんにもお配りさせていただきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思っております。

それでは説明をさせていただきます。このような事項について説明させていただきます。所在地等は先ほど現地を見ていただきましたのであれですが、栗東市小野で、面積は4万8541㎡、容量は許可が40万1188m<sup>3</sup>ですが、実際は71万4000m<sup>3</sup>ほど入っていました。許可品目は安定型の4品目でございます。

位置としましては、先ほど栗東インターを降りてきていただいたかと思っておりますが、インターから1kmぐらいで、ここがRDでございますが、周りにはかなり人家がはりついております。これが今年の8月に撮影しました航空写真でございます。こちらから入っていただいて、ぐるっと回っていただきました。こちら側が一番近い北尾団地自治会でございます。水の流れとしては、こちらからこちらに向かって流れています。これが沈砂池、こちらが経堂ヶ池でございます。

主な経過でございますが、平成11年10月に硫化水素が検出されまして、委員会を設置して、改善命令を出して、対策を平成17年6月に講じましたが、その直後でございますが、ドラム缶があるという話がありましたので掘削したところ、まず5個見つかって、その後100個見つかりました。RD社等に措置命令をかけましたが、もう6月には破産手続きの開始ということになりました。

この後、県で行政代執行でやろうということで、県のほうで対応の仕方の方針をたてまして、それに基づいて平成18年12月からRD最終処分場問題対策委員会、今回の委員であります樋口先生と梶山先生は前回は委員をしていただいておりますが、これをやりました。

それで平成20年4月に報告というかたちで出されて、ここではA2案という名前と呼んでおりましたが、周りを遮水壁で囲って、中の廃棄物をすべて掘って、出せるものは出すというのが推奨すべき案というかたちで報告されました。

その後、5月に県としましては、ここではD案と書かれておりますが、周りを全部遮水壁で囲って、基本的には原位置浄化ということで、井戸等を設置して安定化を図る。また、固まって存在する有害物については、早期安定化の観点から除去するというので、これが最も合理的かつ経済的ではないかということで、対策工の基本とすることを公表しております。それ以降、周辺自治会の皆さん等に説明をいたしましたが、なかなか同意が得られず、こう着した状態が続きました。

そのような中、先ほど知事のあいさつにもございましたが、環境省が平成21年11月に現地を視察され、それから環境省とも協議をして、「今後の県の対応」というものを出しています。この中で有害物をできるだけ除去する対策工を最終決定するための最後の調査をやるために委員会を設置して、学識者の方の助言をいただくというようなことが書かれております。これに対して自治会さんに説明をさせていただいて、今年の6月に周辺自治会の方、7自治会から有害物調査予算の執行等に対して同意をいただいて、有害物調査の設計委託を発注し、今回の委員会のほうを設置させていただいたわけでございます。

これは非常に小さくて申し訳ないのですけれども、過去にやった調査の一覧ということで、大きくは処分場の中は主に滋賀県で、周辺、下流側が主になりますが、これは栗東市というようなかたちでやっております。

ここに、右上に資料のページ数が書いておりますので、お手元のものとまた見比べていただきたいのですが、これは処分場の過去からの航空写真と、あと現在の処分場のかたちの上に重ねたものを、ずっと並べたものです。だんだんと処分場が大きくなってきて、周りに人家もだんだん増えてきているのがわかるかと思えます。

埋立ての状況でございますが、埋め立てられているのは71万4000m<sup>3</sup>ぐらいと推定され、全体の体積比で90%ぐらいは許可品目で、残り10%が木くず、金属片、焼却灰等ということでございます。

あと、廃棄物土の分析結果としましては、溶出試験でヒ素、ホウ素、フッ素、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、カドミウムが多くは判定基準未満で出ております。そのうちのホウ素とフッ素につきましては、土壌の環境基準値を超過しております。あと、含有試験につきましては、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類、PCBが検出されまして、鉛とダイオキシン類につきましては、土対法の含有量基準を超過しております。

あと、廃棄物の確認の調査でございますが、これも現地で見させていただいた資料の中に入れておりましたが、ちょっといくつか区分に分けていますが、この赤い というところが高濃度の硫化水素が出たところで、ケーシング調査等をやっております。

こちらが北尾側セットバック部分と呼んでおりますが、25mセットバックしたところで表層ガス調査でトリクロロエチレン等が出たので、壺掘調査等を行っております。

ここの5番のところは、現地でも説明しましたが、深掘りしているということで、その是正をさせているところでございます。このあたりに鉛汚染土と言っています5000m<sup>3</sup>のものを最終的に置いております。

それから、ここの8番と書いてあります、こちらとこちらでございますが、

平成 19 年度に掘削調査をやりまして、ドラム缶がこちらで 40 本余り、こちらで 90 本余り出てきております。

こちらは沈砂池のあたりですが、高アルカリ原因調査というようなことで調査をしております。こちらに旧鴨ヶ池と書いておりますが、この旧鴨ヶ池がこのあたりに元々ありまして、昔は栗東、当時の町ですが、その一般廃棄物の処分場があったところでもあります。

あと、廃棄物土等の濃度でございますが、これは平成 18 年度までにした調査の一覧で、ちょっと網かけになっている部分が基準超過ということで、フッ素、ホウ素が超えていたときがあるということでございます。あと鉛も超過している部分があります。これは含有量試験の結果でございます。

あと、平成 19 年度にやった追加調査で、ここにありますような 12 ヶ所、うち 1 ヶ所は廃棄物がなかったのですけれども、これの調査をしたということです。この結果は溶出試験では、いずれも基準を超えるものは確認されておられません。含有量試験でも同様でございます。

次に、地質等の状況でございますが、この断面図はこちらのこういう側です。先ほど現地地下水がこのようなかたちで流れていると申し上げましたが、だいたいそのような向きに切った断面図でして、この部分が廃棄物、その下が古琵琶湖層群といわれる地層でして、固結粘土層で、黄色いのが帯水の砂層ということです。透水係数は粘土層のところでは  $10^{-7}$  cm / 秒から  $10^{-9}$  cm / 秒ぐらいで、帯水層は  $10^{-3}$  cm / 秒ぐらいのものでございます。このピンク色のところは火山灰層です。その下は、ここなんかですと厚い粘土層が連続しているということでございます。県のほうで平成 20 年度のときにやりたいと言っていた対策工につきましては、このピンク色の層を越えて遮水壁を打って囲もうというような案でございました。

浸透水の水位でございますが、ここに等高線図がありますが、だいたいこちらへ向いたような流れでございます。ここに黄色いものが四つほど書かれておりますが、これは廃棄物層の下の粘土層を掘ったりして、下の帯水層とつながっている可能性のある、これも推定でございますが、その範囲ということで、全部で 8800 m<sup>2</sup> ぐらいそういう可能性のある場所があるということでございます。

あと、水位の変化は、平成 19 年 8 月から平成 20 年 1 月までの半年間ぐらいですが、あまり大きくは変化していないかと思えます。これが横断的に切ったものでして、こういう砂層とつながっているところがあります。ここは深掘穴の是正箇所でございます。

浸透水の分析結果でございますが、安定型処分場の維持管理基準を超過する物質としまして、ヒ素、総水銀、鉛、カドミウム、シス - 1 , 2 - ジクロロエ

チレン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン類というものがあります。ただし、重金属類のろ液試験ではヒ素のみが超過しています。次に地下水の環境基準を超過するものとして、フッ素とホウ素が超えているということでございます。それを一覧にしたものがこちらで、ちょっとこれも網かけが抜けているところがあるのですけれども、一覧表でございます。

次に浸透水の経年変化でございますが、ここにありますような五つのボーリング地点につきまして、グラフを書いております。データとしては平成17年から平成21年までのもので、この緑色が環境基準の線でございます。ちょっと超えていますのが鉛ですとか、ホウ素、フッ素、あとCODにつきましては浸出水の維持管理基準値を超えているものがあるということでございます。

次に地下水の状況でございますが、これが等高線図で、全体としては先ほどと同じように、こちらからこちらへ向いて流れているということでございます。あと、地下水位の変化もあまり大きくはないかと思えます。分析結果としまして、環境基準を超えるものとして、ここにあるようなものが挙がっております。ただし重金属のろ液試験では、ヒ素のみが超過しているということでございます。

これが同じく網かけが超過しているものですが、ちょっとこの表はかなり網かけが抜けているところがございまして申し訳ございません。分析の結果としまして、ヘキサダイヤグラムで見ますと、本来の地下水の組成として、こういうかたちのところが処分場内はこのようなかたち、あと下流側とかはこういうようなかたちということで、処分場の影響を受けているのかなということがわかります。

地下水の経年変化でございますが、ここにありますような位置での地下水の状況の経年変化を平成13年から平成21年までのものをプロットしたものでございます。これで見ますと、ヒ素、総水銀、下はちょっと環境基準の分がここですと下にはりついていきますので、ちょっと拡大したものでございますが、ヒ素、総水銀が特に平成21年度のあたりで大きく超えています。鉛、カドミウムについても同様に大きく超えております。あと、ホウ素もちょっと超えているのと、フッ素もちょっと一つ超えているものがあります。あと、シス-1,2-ジクロロエチレンについては、だんだん増えてきて、今は横ばいか、ちょっと下がっているぐらいです。ダイオキシン類については、環境基準前後で出ているというような状況です。

あと、SSでございますが、先ほどの重金属類で非常に高かったところはSSが非常に高いということで、県としましては重金属類につきましてはSS由来のものなのかなというふうに考えております。

あと、一番新しいモニタリング結果である今年の7月の結果を図にしたもの

を3枚に分けていますけれども、お示ししております。まず重金属関係でございますが、これも網かけしたところが環境基準とかを超えているところでございますが、ろ液分析で超えているのは、ここのヒ素だけでございます。

あと、こちらにちょっと画面では見づらいのですが、採水方法はペーラーでくみ取りました。全量分析の仕方は、試料をろ過せずに、採取時の濁りとともに全量を分析しています。ろ液分析については、濁りの影響を受けるカドミウム、鉛、ヒ素、総水銀が定量下限値を超えた場合については、0.45 μm のフィルターによってろ過を行なって、そのろ液を分析しているということでございます。この全量分析のやり方等についても、また助言をいただければと考えております。

次にシス - 1 , 2 - ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1 , 4 - ジオキサンでございますが、これは今回、初めてデータが出たものですが、一部環境基準を超えている、下流部でも超えているという結果が出ております。環境基準の2倍とか、それぐらいの程度かと思えます。

あと、これはpHですとか、EC、SS、COD、BODの表でございますが、ECなんかはこちらの上流部と下流部で値が違うということで、処分場の廃棄物の影響が出ているのかなと考えられます。

次にガス・地温の状況でございますが、これは等濃度線図のかなり古いものでございますが、硫化水素が出たというときの直後ぐらいの状況でございますが、そのころ最大2万 2000ppm で、平成 19 年の調査では、それが 2.5 ~ 630ppm ぐらいとなっております。処分場周辺でのガス調査を毎週1回やっておりますが、それでは検出されておられません。

メタンガスでございますが、これも平成 11 年から 12 年にかけての測定に基づく図でございますが、0.1 ~ 68% 検出しています。

その他のガスについては平成 19 年度の調査で、アンモニアを 1 ~ 52ppm、それから沈砂池が、これでいくとこのあたりでございますが、そこではGC / MSの分析によりましてトルエン、ベンゼンを検出しております。

次に地中温度でございますが、これも同じ平成 11 年から平成 12 年にかけてのデータに基づくもので、平成 12 年には 70 を超えるところがございました。平成 19 年はちょっと下がって、19 ~ 32 ということでございますが、通常の地温に比べるとやはりまだ高いということでございます。

次に元従業員の証言でございますが、これも現地で見させていただきましたが、ここの枠で囲っているところが証言でございますが、ここのオレンジ色の部分とかは証言に基づいて掘って出てきております。一番最初、ドラム缶が出てきた西市道側平坦部も証言に基づくものでございます。

今年行ないました証言の聴取で新たにわかりましたのは、このピンク色の2

カ所でございます。ここの西市道側平坦部に続く部分もこの当時はまだ平坦部が続いている状況でして、そこに埋めたということですので、上の地盤から見ますと、この西市道側と同じぐらいの深さ 15～20m ぐらいのところにあるかと考えられます。あと、こちらの焼却炉の近くのところで、これもここの過去にやった調査と同じようなかたちで埋めたということですので、5 m ぐらいまでのところにあるのかなというふうに推定をしております。

あとは既存調査の概要ということで、先ほどの平成 18 年度までのデータの整理がありました。その細かいものを巻末資料ということで、付けさせていただきます。以上でございます。

樋口委員長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

梶山委員：よろしいでしょうか。

樋口委員長：はい。

梶山委員：一つは、溶出試験は環告 46 号でやったということによろしいですか。

滋賀県 はい。

梶山委員：それから含有試験は現在は 19 号でやっていますが、以前からですか。

滋賀県 土壌汚染対策法に基づく含有試験方法です。

梶山委員：すると 19 号ということですね。

滋賀県：はい。

梶山委員：ずっとその方法でやっていましたか。

滋賀県 資料を見ていただきますと、本日の資料の 2 の 4 ページ、右下の表 3 でございますが、右から二つ目の欄に試験方法というのがございますが、古い時代については底質調査方法で、近年は環告の 19 号ということです。

梶山委員：切り替わったのはいつになりますか。

滋賀県：この環告の 19 号ができましたのが平成 19 年に土対法ができてからで  
ございますので、その後については、もっぱら 19 号ということです。

梶山委員：平成 19 年度以降ということですね。

滋賀県：平成 15 年の土対法の施行後の調査については 19 号を使っているとい  
うことです。

梶山委員：平成 15 年度以降ですか。今日は意見を言うところではないのかもしれ  
ませんが、土対法の含有試験というのは、基本的に塩酸の溶出試験であって、  
含有試験ではないというふうに私自身は考えているものですから、それで切り  
替わったときにデータの整合性というのは見ているのでしょうか。つまり両方  
の方法でしばらくやったとか、そういうことはやっていませんか。

滋賀県：これはクロスではやっておりません。

梶山委員：そうですか。

滋賀県：はい。

梶山委員：わかりました。それから S S 由来かというお話がありましたが、こ  
れはどういう意味でしょうか。重金属についてです。

滋賀県：同じ資料の 14 ページのほうに地下水のモニタリング結果を図示したも  
のがございます。そのうちの右側から二つ目の列の真ん中に S S のグラフがご  
ざいます。ここで平成 20 年度から始めた新たな井戸がございますけれども、  
その中で例えば紫色の D - 2 というものでございますと、平成 21 年 7 月の調  
査で S S が 1 万 2000 mg / l を超える状況になってございます。

このときの他の項目の状況はどうであったかと申しますと、前のページの  
13 ページを見ていただきますとおわかりになりますように、同じような井戸  
の 13 ページで、例えばヒ素ですと、同じ平成 21 年 7 月にピークが出ていま  
す。同じく総水銀においても、同じようなかたちで 7 月にピークが出ています。  
鉛も同じでございますが、こういったかたちで極めて S S の濃度と相関がある  
ようなかたちでピークを迎えておりますので、そういったかたちで S S の影響  
を受けているのではないかと推察しております。

梶山委員：そうですか。これも意見はまた別の機会に言うことになると思いますので、ごく簡単に申し上げておきたいのですが、少なくともSSと、それから可溶性の重金属との関係は、私自身は平衡関係だと思っています。つまりついたり離れたりする。実際に水銀で私はそういう実験をやっております。要するにフリーの水銀をSS分がある溶液の中に入れますと、だいたい30分ぐらいで99%以上、SSに吸着されます。要するに非常に短時間でSS側に平衡が移ります。だから、これは平衡関係の問題であって、SS由来かどうかという問題とは、たぶん違うだろうと思います。これは、ここでまだ議論すべき段階ではないと思いますけれどもね。

樋口委員長：ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。もしございましたら、また後ほどでも出していただきたらと思います。

それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。有害物調査（案）につきまして、これも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

滋賀県：それでは資料の1のほうで説明をさせていただきます。調査の進め方と調査計画についてということでございます。1 - 1ページでございますが、基本的な考え方としましては、区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策方針を最終決定するための調査とする。既存調査に加えて、新たなボーリング調査等による詳細な有害物調査を行なうとともに、元従業員等の証言に基づくドラム缶調査を行なう。調査の内容については、今の委員会の助言を踏まえ、周辺自治会との話し合いを進めながら決定するとしております。

これは1 - 1ページにありますフロー図全体でございます。ちょっと見づらいので拡大したものがこちらでございますが、上からいきますと三つの欄に分かれていまして、一番左が有害物調査手順、真ん中が検討事項、右側が委員会、あるいは周辺の自治会の皆さんとの話し合いということに分けております。

まず最初に調査区画の設定をしまして、既存調査結果の整理、あるいは元従業員の証言の整理をしたものを入れまして、調査フロー、あるいは初期調査の内容を決めます。その段階で今日の第1回委員会、あるいはすでに行なっております、周辺自治会の皆さんとの話し合い等を踏まえて進めていくということでございます。

そこで初期調査が決まりましたら、いま県で考えておりますのは、表層ガス調査と既存コアの確認というものでございます。

それで初期調査が終わりましたら、その評価をして、1次調査の内容を決

めます。1次調査としましては、いま考えておりますのは、30mメッシュに切りましてのボーリング調査、あるいは試掘調査をやったの廃棄物土の分析、孔内ガス調査、あと併せまして、証言に基づくドラム缶の調査ということで、試掘調査、あるいはケーシング調査等によって行なうということで考えております。これらにつきましても、この委員会、あるいは自治会の皆さんとの話し合いをしながら進めていくということで考えております。

あと、ボーリング孔の今10ヵ所程度については井戸仕立てにするということを考えておりますが、それら等によります地下水観測、あるいは浸透水・地下水の分析についての採水方法等について委員の皆さん、あるいは自治会と協議をして進めていく、決めていくということで考えております。

次に1次調査が終わりましたら、その評価をした上で2次調査の内容を決めていきます。2次調査でいま考えておりますのは、ボーリング調査を30mメッシュでやったものを、さらに細かく10mメッシュでやって、有害物範囲の特定等をしていきます。その上で2次調査の評価をして、有害物の範囲を確定して、対策工基本方針にいくということでございますが、もちろん、これを進めていくにあたりましても、こちらの委員会、あるいは周辺の自治会の皆さんとの話し合いを行ないながら進めていきたいというふうに考えております。

次に調査区画の設定の仕方でございますが、環境省告示第104号にある産廃特措法の基本方針にあります30m格子区画、30mメッシュと呼んでおりますが、これにしたいというふうに考えております。その具体のものがこちらでございますが、全体で65区画になります。端っこ等で全体の3割より小さいぐらいのものについては、近くの区画に統合するというようなかたちで考えております。これは環境省告示第104号の内容でございます。

次に調査フローでございますが、これが全体のフローで、こちらのほうが30mメッシュでの調査、こちらが証言に基づくドラム缶調査、水位・水質の調査という、大きく三つに分かれておりますが、まずこちらの30m区画のところから説明をさせていただきます。

30m区画の設定をどういうふうにメッシュを切るかというのを決めまして、既存調査の結果を整理したものを踏まえて、未調査箇所や項目等の検討を行ないます。こちら側の元従業員の証言のほうについては、先ほどのドラム缶調査のほうのフローへ行きます。

30mメッシュのフローのほうは、未調査区域や項目等の検討をした後、その下へ行きます。調査実施済区画、調査不足区画、未調査区画という三つに分類します。調査済区画といいますのは、すでに調査が実施されているので、以後の調査は不要ではないかと判断されるものです。これはボーリング等が行なわれて、かつ分析も実施されているものということでございます。調査不足

箇所というのは、調査はされているけれども、深度が短い、下まで行っていない、あるいは方法が十分ではないために補足調査が必要、分析項目が少ないというようなものでございます。未調査区画は全く調査されていないものということでございます。

調査不足区画をさらに三つに分けておりますが、未分析区画と深部未調査区画ということで、未分析の区画についてはコアはあるけれども分析できていないもの、あるいはコアがなくて分析できていないものというものに分けております。あと、廃棄物の下のほうが調査されていない未調査区画ということで、コアがあるもので分析されていないものについては、既存コアが使えるかどうかの確認を行ないます。それ以外のもの、コアがない、下が調査されていない、あるいは全く調査そのものがされていないというところについては、ボーリング調査、あるいは試掘調査を実施するように考えております。

先ほどの、コアはあるけれども分析されていないというものについては、コアの状況を確認した上で、廃棄物土の分析を行なうということでございます。

既存コアが確認できない、あるいは未分析とかコアがないというようなものについては、ボーリング位置を決めるために10mメッシュで表層ガス調査をしてはどうかと考えておりまして、その結果を踏まえまして、廃棄物土の分析、孔内ガス調査、ボーリング調査・試掘調査ということをやるということで考えております。この部分が1次調査ということになります。

この1次調査結果を踏まえて、2次調査でさらに細かく位置を特定するような調査をやります。具体的にはボーリング調査をして、廃棄物土の分析、孔内ガス調査ということでございます。

これらを進めるにあたって、先ほど申し上げましたように、委員会、あるいは周辺の自治会の皆さんとの話し合いを踏まえて進めていくというふうに考えております。

次に右側のほうにありました証言に基づくものについては、試掘調査やケーシング調査等をやってはどうかということで、これも具体的なやり方につきましては、また助言いただければというふうに考えております。

あと、また水位・水質調査というものも考えておりまして、モニタリング等もやっております。また今回、新たに仕立てる井戸の他に、既設井戸で使っているもの、あるいは今回、洗浄して使えるようになるものによる測定も含めて、状況の把握をするために調査を行ないたいというふうに考えております。

具体的な未調査、調査済み、コアなしという分類をするための表が、こちらでございまして、こちらにそれぞれの区画の名前が付いていまして、どういう調査をして、どういう分析をして、あと、そこを掘削除去等を行ったのかということ踏まえて、調査済みであるか、未分析であるか、深部未調査であるか、

あるいは全く未調査であるかというような区分をしております。

それらをやりました結果がこちらの図面でございます、この白抜きになっているところが調査済みということで19区画、調査不足のところは24区画、未調査が22区画ということでございます。赤くなっているところが未調査で、こちらのオレンジっぽい色になっているところが調査不足区画ということでございます。

これらに基づいて、もうちょっと具体的にどこをボーリングするかというようなことを示した図がこちらでございます。2 - 3ページでございますが、これは白抜きのところは調査済みということで、今回のボーリング調査の対象とはしておりません。あと、それ以外の未調査、あるいは調査不足区画については、基本的にボーリングをやるということでBと書いております。

周りのところで「掘」という字を書いている部分につきましては、このあたりは端っこのほうですので、廃棄物が出ないのではないかとということで、それがどうかという確認をするために試掘をしてみて、廃棄物があるようであればボーリングなり何なり、次のことを考えるというふうに考えております。

ここの沈砂池のあるあたりはB(掘)としておりますが、ここにつきましては池に、見ていただいたようにシートが張られたりしておりまして、なかなかボーリングやったりするのがどうかというのがありますが、水平ボーリングとか斜めボーリングということもできますので、基本的にはボーリングで、それよりも掘ったほうがよからうと考えられる場合には掘るということで、括弧書きで(掘)としております。

ここの三つは括弧書きで(B)としておりますが、これは先ほど申しました、ドラム缶が埋まっているという証言がこのあたりにございましたので、基本的にはボーリングをやるということでございますが、あとのドラム缶調査のことも頭に入れながら、調査計画を立てたいということで括弧をしております。

次に元従業員の証言というものは、これは先ほど見ていただきましたように、2ヵ所についてドラム缶を埋めたという証言があったということでございます。あと、鉛汚染土についても県としましては溶出しないというふうに考えておりますが、住民さんのほうから、あれは撤去すべきだというようなご意見もありますので、こちらのほうに位置を示させていただいております。

最後のページの2 - 5ページでございますが、調査の概要ということで、表層ガス調査につきましては、ボーリングの30m区画の中で、どこをやるのが一番いいかという最適化をするための調査ということで、10mメッシュで調査をします。やり方としては、ガスクロマトグラフィ(PID)測定器によるVOC測定ということで、対象項目としては、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの四つを考えてお

ります。

次にボーリング調査等と廃棄物分析ということで、今回の調査のメインになるかと思いますが、状況を把握するためにボーリングして廃棄物を分析します。ボーリングは86 mmのオールコアサンプリングをします。井戸にする部分については、116 mmに広げるということで考えております。広げるところについては、あらかじめ86 mmをやるときから広げるということがわかっていないと、どこを井戸にするかわからないということだと、非常に多額の経費なり時間なりがいりますので、まずこの86 mmを落とす時点で、どこを井戸にするかというのを決めておく必要がございますので、これについてはまた助言いただければと考えております。

廃棄物分析の方法でございますが、縦方向に3 m程度を一層としまして、それの二つないし三つの層を混合しまして1検体として分析をします。それで一定レベル以上であれば、さらに層を絞って分析するというようなことで考えております。

分析項目でございますが、こちらに書いておりますように、溶出分析ではこのような項目、含有分析ではカドミウム以下のような項目ということで、過去の調査結果等を踏まえまして、このような項目を設定させていただいております。

次に孔内ガス調査でございますが、目的としましては廃棄物の種類・性状を間接的に把握するために、ボーリング調査と併せて深度別を実施するという事です。これもPIDによるVOCの測定、またガス警報器、測定器による簡易測定ということで、項目としましては、シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンと、あと硫化水素、メタン、酸素、一酸化炭素等ということで考えております。

浸透水・地下水の分析としましては、地下水・浸透水の状況を把握するために既設井戸20カ所、新設井戸10カ所の計30カ所を対象に採水して、分析を行ないます。やり方としましては、公定法による全量分析ということで考えておりまして、項目としては、こちらに挙げているようなものということで考えております。

次に地下水位観測でございますが、これも先ほどの30カ所の井戸を使いまして、手計り測定器による一斉観測ということで、6回程度やることで考えております。

最後に試掘、ケーシング調査等ということで、ドラム缶の有無を把握することを目的として、バックホウを用いた試掘調査やケーシング調査等をやるということで、これもなかなか調査の中で大規模な掘削というのは難しいと思いますので、そのあたりも最も合理的な調査方法について助言がいただければとい

うふうに考えております。以上でございます。

樋口委員長：ありがとうございました。ただいま事務局のほうから、有害物調査につきましての方法、それから数量といったところについてご説明がありましたけれども、これらにつきまして委員の皆様からご質問、それからご意見がございましたら、よろしく申し上げます。では、小野委員お願いします。

小野委員：確認なのですけれども、30mメッシュに区切ってボーリングする場合は、10mメッシュの簡易調査でボーリング地点を決めるということですか。そうではないですか。30mメッシュと10mメッシュの先ほどの説明で、ちょっと混乱してしまったのですけれども、30mメッシュで区切った中の30m区画がありますよね。

滋賀県：はい。

小野委員：その中のボーリング地点を決めるときは10mメッシュで表層調査をして、ポイントを決めるということですか。

滋賀県：はい。そういうことでございます。

小野委員：それでいいということですか。

滋賀県：はい、そうです。

小野委員：2点目なのですけれども、ボーリングをやっていたときにドラム缶みたいな金属に当たった場合は、そこで中止をするということはあるですか。中止をした場合には、この一番最後のバックホウによる掘削調査に切り替えるかどうかです。ボーリングしているときに金属に当たると、だいたい金属を引っかけて、プロだとわかるのです。そうすると、そこでもうボーリングを止めてしまって、バックホウ調査に切り替えるのかという対案はお持ちでしょうか。

滋賀県：今のところは、ちょっとそこまで考えておりませんが、例えばドラム缶を埋めたというようなあたりでは、結果に関係なくです。

小野委員：でも見つかった場合に、金属に何か当たった場合には、そこで一時止めるか。ストップするのかです。

滋賀県：いったん止めて、どうするかというのは確認したいと思います。

樋口委員長：他にございますでしょうか。では、梶山委員のほうからお願いします。

梶山委員：これも大部分確認なのですが、一つは元従業員の方の証言の整理ということで、2カ所ドラム缶の話が挙げられていますね。他にはこれはないのでしょうか。

滋賀県：元従業員等の調査をさせていただきまして、有力な情報を得られそうな方に、また聞かせていただいたのですけれども、今まで何箇所か掘削調査をしまして、それ以外にはあの二つのところがある可能性が高いということです。ちょっと他のところについては、新たな情報としては今のところございません。

梶山委員：そうですか。それから調査不要として分類された19区画についてなのですが、これは要するに実際の調査としては、その区画内で86mmのボーリングを1本やっているだけと伺ってよろしいでしょうか。

滋賀県：そうです。ボーリングをやっている、あるいは掘削調査をやっているというようなところでございます。

梶山委員：掘削調査をやっているところもあるのですか。

滋賀県：そうです。この図面でいくと、一番下側の西市道側の平坦部のところとかはそうでございます。

梶山委員：そうですか。ボーリングについては各調査済区画というのは1本だけで、2本やっているところはないですね。

滋賀県：この2 - 2ページの左のほうの紫色のボーリング調査と書いているところに、複数の名前が並んでいるところは、複数個のボーリングがあるところもございます。

梶山委員：そうですか。それから掘削調査という言葉が何度か出てきましたが、

これは具体的には、例えばどのぐらいの幅でどれぐらい掘るとか、そういうだいたいの目安というのはあるのですか。

滋賀県：今イメージしておりますのは、バックホウでちょっと確認することぐらいですので、幅ですと、ここのバケツの幅の1 mとかぐらいで、深さでしたら5 mまでぐらいかなと。長さにしても5 mぐらいかなということで考えております。

梶山委員：そういうイメージで考えているのですか。

滋賀県：はい。

梶山委員：今までもそういうかたちだったのですか。

滋賀県：壺掘調査なんかですと、もうちょっと幅は広いかもわかりませんが、そういうかたちで表面を調査しております。

梶山委員：それから表層ガス調査というのがありますが、これは30mメッシュの中でスクリーニングの意味でやるというお話で伺っているんですね。

滋賀県：はい。

梶山委員：その場合に表層ガスのサンプリングは、具体的にはどうやるわけでしょうか。覆土があるところと、覆土の厚みも場所によって違いますよね。

コンサル：建設技研の湯浅と申します。よろしく申し上げます。基本的には表層ガスはだいたい1 mぐらいを目安にしているのですが、あと覆土がちょっと深いところは、もうちょっと深くまでボーリングバーで掘りまして、できるだけ廃棄物の上面のところのガスなり温度なりを測っていくということを考えています。

梶山委員：そうすると覆土があるときは、覆土の下どのぐらいまでやるというのはあるのですか。それはだいたい決めているのですか。

コンサル：覆土の直下といいますか、廃棄物の上部を取ります。一番上部のところを取ります。

梶山委員：そうですか。ちょっと表層ガスの調査については意見があるのですが、それはまた後で申し上げたいと思います。

樋口委員長：その他にございますでしょうか。

滋賀県：ちょっとすみません。よろしいですか。今の表層ガス調査で追加の説明でございますが、こちらの2 - 5ページに書いております四つその他、硫化水素、メタン、あるいは温度につきましては、ここの孔内ガス調査の簡易測定のところでも書いたりしておりますが、簡単に測れるかと思っておりますので、その3項目については、併せて実施したいというふうに考えております。

樋口委員長：対象項目と書いてあるところに3項目を追加するということですか。

滋賀県：はい。シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの今の四つはPID測定器で、硫化水素、メタン、温度についてはガス測定器なりの簡易な測定器で測るということで考えております。

梶山委員：温度というのは何の温度ですか。ガス温度ですか、地温ですか。

滋賀県：地温でございます。

梶山委員：そうですか。

樋口委員長：よろしいですか。では、その他に何かございますでしょうか。

大嶺委員：地下水の分析のことなのですが、先ほどSSが高い場合があるとか言われていたのですが、今回も新しく10ヵ所ほど井戸を掘ってということなのですが、SSが高い濃度で出てくるというのは、どういう条件のときに出てきたのかというのがわかればお願いします。

滋賀県：こちらのほうの先ほど説明がございましたが、ベラーで3度水をくみ出しているわけですが、その状態のときに、例えばベラーと井戸の口径自体が86mmということで、あまり大きくございませんので、そこでベ-

ラーを上げ下げするときに、外側の層がかく乱されたのではないかというふう  
に類推しておりますが、詳しいことはちょっとわかりません。

大嶺委員：どうもありがとうございます。

樋口委員長：よろしく申し上げます。

大東委員：今の地下水をベラーで採られるときというのは、基本的にこの井  
戸はケーシングはなしですか。裸坑のままですらわれているのでしょうか。

滋賀県：ケーシングはございますが、外側にジオテキスタイルというかたちの  
措置がちょっと不十分なところもあるのではないかというふうに考えており  
ます。井戸自体ができた時期が違うものがございますものですから、そういっ  
た井戸の外側のスクリーンのところの処置が一様ではないというふうに認識  
しております。

大東委員：先ほどの資料2のほうで、地下水調査でSSが高いところが、いろ  
いろヒ素とか水銀が高いという話があったのですが、昔というか、平成13年  
ぐらいに掘られた井戸は、あまりそういう状況がないのですけれども、最近、  
平成20年以降のボーリングでそういうものがちょっと多く見られるのは、何  
か理由があったのでしょうか。

滋賀県：このあたりの状況については整理ができておりません。ただ、過去  
においてもSSが高い状態のものがございまして、これについては同じような  
格好になっているものと認識しております。例えば資料2の14ページのとこ  
ろで、平成15年にピークがある赤の点線でございますが、3000mgを上回る  
ようなSSの濃度が出ているところがございますけれども、同じようなところ  
で、このものについては前のページの13ページを見ていただきますと、同じ  
赤点線部分でヒ素なり水銀、あるいは鉛が高い値が出ているということで、こ  
ういった採り方も一つ問題があるのではないかというふうには考えておりま  
す。

大東委員：こういうデータを見るときに降雨との関係で、よくシールが不備だ  
とそこから表層の土砂が流れ込んだりとかいうことがある場合もあるのです  
けれども、そういう点のメンテナンスというのですか、そのへんはいかがなの  
でしょうか。

滋賀県：簡易にはそういった降雨との関係を確認したところがあるのですけれども、それについては私どもの簡易の確認ではそういった相関は見られませんでした。今後そういったデータもお示ししつつ、再確認いただければと思っております。

大東委員：もう1点だけ、いろいろな調査項目が今回、追加で行なわれるのですけれども、たくさん調査項目があって、たくさんデータがあると、それなりに状況が把握できるのですが、この委員会の設置の一番の目的は、廃棄物を適切に除去するために、現状がどういうふうになっているかということが一番大事なところだと思いますので、調査した結果のまさに分析です。どこにホットスポットがあって、どこを取らなければいけないのか、それ以外のところはそのままでもいいのか、あるいは不溶化措置で対応するのか、そういうことが検討できるような調査結果が上がってくるような調査を、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

樋口委員長：ただいまのご意見で、ホットスポットがわかるようなというのは非常に難しいことだと思います。例えば温度依存性の高いようなものは、ある程度、地温調査のようなものでわかりますけれども、有害物の中には、なかなか非破壊では難しい部分もあると思います。何かこのへんでご意見のある方はいらっしゃいますか。

小野委員：今の有害物質ということだけに焦点を絞ってしまうと、ホットスポットはほとんど見つからないのです。やはり塩類濃度とか、この場合だと有機物やVOCがこれだけ出ている場合にはTOCを簡易な方法で数多くやって、精密分析はスクリーニングの中で絞って、きちんとやるということをしないと、ほとんどの場合には大量物質に微量物質が載ってきますので、ほとんどわからなくなってしまうのです。

微量分析の場合はスパークが非常に大きくて、偏ったスポットを見つけてしまうことが多いので、やはりそういう意味では塩類濃度なりTOCなりという一般的な指標になるものを数多く分析なさせて、ホットスポットと、あともう一つはコールドスポットと言うのですけれども、全く動かない場所がはたしてホットスポットかということ、現時点で動いているところはホットスポットなのですけれども、過去において動いて、動かなくなってしまう場所と、今後動く場所の境というのがあります。やはりそのへんもきちんと地図上に落としてコンタマップを作るということをやっていただけると、将来どちらの方向に動

いているか、もしくは安定化している地域はこちら側で、こちら側に移るのだということが見えてきますので、そのへんもちょっと大量物質を少し入れていただくと、かなりよく見えてくると思います。

もう1点だけ質問いいですか。過去において物理探査をなさったということを知っていますので、物理探査データをちょっとあとで見せていただくと、比抵抗探査なり弾性波なり、何か処分場全体の流れ図が見えてきますので、できたらそのへんも提供していただければと思います。

滋賀県：わかりました。また、すぐ送らせていただきます。

樋口委員長：ありがとうございます。時間の関係もあるのですが、先ほど事務局のご説明の中で、廃棄物のサンプリングの仕方についてもこれでいかにどうかという確認がありました。それもここでやったほうがよろしいわけですか。

滋賀県：後で結構でございます。

樋口委員長：この後で結構ですか。わかりました。それでは時間の関係もございまして、有害物調査(案)についての質疑は以上とさせていただきたいと思えます。

次の議題に入りたいと思います。次は周辺住民意見聴取ということで、この議題は進行を事務局のほうでお願いしたいと思えます。

司会：それでは各自治会さんのほうで順番にお願いしたいと思えます。まず赤坂自治会さんからどうぞ。

赤坂自治会： でございます。今日は第1回目でもございますので、基本的なことだけに絞って三つ意見を申し上げたいというふうに思えます。発言の要旨を書いておりますので、ちょっとご参考いただければと思えます。何種類か資料が配られたようではございますけれども、キムラと名前の書いているほうをご覧いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それではまず、「住民が要求していること」という表題でございますが、昨年11月に住民の、私どもの基本要件として書面を県に提出させていただいております。これにつきましては、また後ほど別の住民のほうから意見陳述がされると思えますので省略いたしまして、ポイントだけ申し上げますと、この問題が起こりました当初から、処分場汚染の全容解明と有害物の全量撤去を求め

てまいりました。

二つ目に県は先の検討委員会の答申でありました有害物の全量撤去を受け入れずに、原位置囲い込みを提案されたわけですが、私ども住民はこれに反対いたしまして拒否しました。その下にちょっと小さい文字で理由を書いています。遮水壁の信頼性、有害物の安定化に対する疑問、対策期間の長期化に伴う不安や累積する費用面等々から、将来に問題を持ち越すことには到底同意できないという理由でございませう。

二つ目の意見でございませうが、今回の県の新しい対応に対する意見でございませう。新しい対応の骨子は、先ほど県のほうからご説明ありましたので省略いたしますが、その後、県との話合いを通じまして、有害物除去の目的と、それから除去すべき有害物について県と私どもの意見が食い違っているということが、かなり明らかになってきたように思いますので、これが一つの論点というか、問題点としてちょっとここで出させていただいたわけでございます。

まず有害物除去の目的で、県は原位置封じ込め策を前提として、有害物の早期安定化の観点から、少しでも多く除去するという考え方であるということが、だんだん明らかになってまいりました。ここでは、そのためにどのくらい取らねばならないかという目標がほとんど示されておられません。わかりませう。私どものほうは、原位置封じ込めは元々拒否しておりまして、土壌と水質の汚染拡大を止めるために、必要かつ十分な有害物を除去してもらいたいということを目指しているわけでございます。

次に除去すべき有害物についてでございますが、県の対応では特管物相当ということになってございませう。なお、環境基準を超えるものが固まって存在すれば、除去を検討するということが付いてございませうけれども、ここには書いておられません。その固まってという考え方の規模が、到底我々が受け入れられないような非常に大きな規模でありまして、これは現実には有名無実で何の意味もないのではないかとございませう。ここでは書かせてもらってございませう。

それに対しまして私どもは、ほとんど見つからない特管物、局所的にあるかもわかりませうが、高濃度のものがあるかもしれませうがほとんど見つからないと思ひます。過去の実績からもそういうふうには言えらると思ひます。そんなわずかなものを見つけて少し取ったところで、ほとんど何の効果も期待できないのではないかとございませう。そんなことよりも有害物の総量を効果的に減らすということが、先に申し上げました私どもの目的にかなうのではないかとございませう。そのためには環境基準を超える廃棄物土及びそれ以下でありませうしても基準に近いものは、少なくとも除去してもらわなければならないというふうには考えているわけでございます。

これは蛇足のようでございますが、下にちょっと小さな字で底の抜けた処分

場で何箇所かの大きな深掘穴がございます。その底のほうは廃棄物土が直接地下水に触れて浸っておりますし、汚染された浸透水が直接地下水に流れ込むということで、水の汚染を止めるために、徹底した有害物の除去が必要だというふうに考えているわけでございます。

なお、調査項目が限られておりますけれども、基準がまだ設定されておられません、例えば環境ホルモンのような有害と思われるようなものにつきましても、調査対象に加えていただきたいというふうをお願いいたしております。

それから三つ目の調査方法でございますが、先ほどからのご説明で、ボーリング調査と溶出試験、それと既設の観測井と一部のボーリングの穴を活用して、浸透水、地下水の現状を調べる、それと従業員証言の問題の三つを挙げられました。

まずボーリングと溶出試験でございますけれども、ご承知のように、ボーリングでは見つかる確率が極めて低いです。少なくとも有害物の存在が既にわかっている箇所も何箇所かございます。どの程度の規模で埋まっているかということはわかりませんが、有害物があるということは既にわかっている区域が何箇所かございます。それとか疑わしい区域です。こういったところは、やはり掘削調査をお願いしたいということを当初から申し上げております。

今回、県のほうも一部、我々の要望を受け入れていただきまして、元従業員の証言箇所を試掘調査するということが先ほどこの資料にもありますし、説明されたわけでございますが、そういった疑わしい箇所の掘削範囲をできるだけ広げていただきたいという希望を持っております。

それから既設の観測井に加えて、ボーリング孔を活用して地下水、浸透水を調べるということでございますが、私どもは元々、この処分場全体の水、浸透水、地下水の汚染分布をできるだけ明らかにしていただきたいということを当初からお願いいたしております。この本数で十分かどうかというのは、私はよくわかりませんが、ぜひ委員の皆さん方でご検討いただきたいと思っております。

それと水の測定結果は単なる観測データとするのではなくて、ボーリングコア等の分析と比較していただきまして、整合性があるかどうかということをややはり問題にさせていただいて、できるだけ私どもは水の汚染原因、素因と申しますか、これの除去を目的とする詳細な調査をお願いしたいというふうに考えているわけでございます。

それから分析方法については省略させていただきますが、専門家のご意見で、特に溶出試験については、外国の適切な試験方法とのクロスチェックをすべきであるというご意見もいただいております。これもぜひお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

赤坂自治会：すみません。 　　です。文書と写真がありますので、手短に言います。これまでの調査でいろいろな有害物が見つかったのですけれども、まず、こういう真っ黒なドロツとした水より重たいものです。これはタール様物質ですけれども、これが埋まっています。それからドラム缶です。これはほんの一部の写真です。それと内容物としては、このようなものがあります。これもほんの一部です。それから 10 トントラックで 270 台分の高アルカリ物質が出ました。

それから放射性チタントレイもありましたし、焼却灰は今も大量にあります。この困んでいるところがそうです。あとは写真は持ってきませんでしたけれども、感染性医療廃棄物も大量にあります。いろいろなものがあります。そして基準を超えた鉛の含有廃棄物です。それは先ほどもおっしゃったことです。それから、処分場にはほとんど全域で検出されています P C B も大変大きな問題だと思えます。含有でないとわかりませんが、ほとんどのところで見つかっています。

そして浸透水からは高濃度のダイオキシンが基準の 2000 倍出ています。鉛が 610 倍出ています。ちょっと省きますけれども、その他の物質もたくさん出ています。それから処分場の周辺の地下水では 21 倍のダイオキシン、そして約 10 倍の鉛、29 倍のヒ素、これは場外ですが出ております。

それから処分場の下流の経堂ヶ池の下側の井戸ですけれども、最高で総水銀が 280 倍出ました。これも先ほどの S S との関連で、ちょっとごまかされているところがありますけれども、それ以外にもホウ素、テトラクロロエチレン、シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン等も出ております。明らかに処分場からきているものです。そして 400m 下流では総水銀が 56 倍出ています。フッ素も 5.6 倍出ております。その他にシス - 1 , 2 - ジクロロエチレンとかベンゼン、ホウ素等も出ております。

そして小野の農業用水、井戸です。1.3 km 下流ですけれども、これも電気伝導度が高くなってきております。手原ですけれども、今回 1.8 km 下流ですけれども、先ほどの資料の中にこれを付けさせてもらっていると思うのです。これは新聞の切抜きですけれども、こういう黒いドロツとしたものが出てきました。今回初めてです。そしてヒ素は 4 年連続で基準を超えている状態であるということです。そして 3 km 下流には上水道井戸があります。大変危くしております。

今回の調査は有害な廃棄物を見つけにいく調査です。そして汚染の原因となっている素因を取り除く、有害物を取り除くための調査です。そのためには汚染の実態を把握する必要があります。土壌は含有分析で、水は S S もかき回して採取した試料での全量試験を行なうべきです。溶出試験は実態に合っておりません。なぜかといいますと、例えばコップの中に鉛の塊を入れて 6 時間放置し

でも、これは基準以下です。基準を超えません。でも1ヵ月もたてば、当然、基準を何倍も超えます。これが事実です。廃棄物も一緒です。

基準が設けられていることを否定する気はありませんけれども、RD処分場はそれによって汚染されている地下水、栗東市は飲料水の7割を地下水に頼っているのです。こういう現実があるわけです。近隣の飲料水は長期にわたり、汚染された地下水を薄めて供給され続けました。これは守山とか野洲です。こういう事実があるわけです。何年にもわたって皆さん飲まされてきたわけです。こんなことは絶対にあってはならないことです。遠くから来ていただきまして、先生方ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。大変申し訳ございません。お時間の都合がございませぬので、だいたい1自治会10分ぐらいでお願いいたします。申し訳ございません。小野自治会さんお願いします。

小野自治会： 　　です。この問題が言われてから、もう10年たっているわけです。私たち地元としては早く解決したい。特にいま問題になっている経堂ヶ池は私たちは農業用水として今まで使ってきたわけですがけれども、今こういう問題が起こって使っておりませぬ。

このことについては県にも何回か言ったのです。たくさんの井戸を掘って調査をされている、その結果はわかります。けれども、その調査の中で環境基準を超えているものがたくさん出ているわけですがけれども、それに対する対策を今まで何もとられていません。これは県も市もですがけれども、そういう点で地元は非常に不安に思っているわけです。そういう意味で今回の浸透水、地下水を汚染しているものは一体何かということ、いわゆる有害物の調査をされています。これを早くしていただいて、早く見つけてほしい。そして除去してほしいというのが私たちの願いなのです。

しかも、その土地について、あそこに汚染物質があるということは、どうしても頭に残ります。そのことを子々孫々まで残していかなければならないということは、我々としては非常にどう言うのですか、今の状況では残していけないという思いがあるのです。そういう意味では、あのときに少しでも取ってもらって良かったなということが言えるようにしてほしいということを思っております。

同時に、その下にある経堂ヶ池の水を私たちは農業用水として早く使いたい。もしも干ばつであれば、本当を言えば使わなければならないという状況はあるわけですがけれども、今のところは何とか他の水で助かっているわけです。そういう意味で、そういう地下水が汚染されているものは一体何かというのは、や

はりこの処分場ができてからの歴史というものを私たちは身に染みているわけですから、早く取っていただけたらありがたいと思います。以上です。

小野自治会： 　　です。個人的に一番心配しているのは、いま自治会長のほうも言われたそれもあるのですが、調査をしていただいて、結果的に県が出しておられるD案に近いようなかたちでの対策工がとられるということのないようにしていただきたいと思います。自治会でも全体での話し合いをして、どういう状況になっているのかということが、まだ全然あれなのですけれども、目に見えるかたちで、やはり解決してもらったというかたちでの対策工を講じていただきたいと思うのです。

その一番のあれは、鉛を粘土でいま覆いかぶせているというのですか、そういうところがあると思うのです。それでもやれるという考え方もあるのですけれども、やはりその中に鉛が残っているということは不安ですので、そういうかたちで住民が安心できるような、目に見えると言うのですか、前に緊急対策のときに焼却炉を取っていただきました。ああいうかたちで回覧板で回していったら目に見えてわかります。数値なんかを見ていくと、なかなか一般の者にはわかりにくいと思いますので、そういう目に見えるかたちで、県がやってくれたというかたちの対策を講じてもらえるように、そのための調査をしっかりしていただけたらありがたいと思います。

司会：ありがとうございます。そうしましたら上向自治会さん、お願いします。

上向自治会： 　　でございます。いま委員の先生方に2部、写真はちょっと重複するかもわかりませんが、黄色い冊子と写真を配らせていただきました。難しいことは言えませんが、私の感じたことだけをちょっと述べさせていただきます。

まず黄色い冊子のほうなのですけれども、タイトルにも書いてございますように、『何でも埋めたから大変なことになる　これは掘ったほうがいい』というタイトルでございます。RD廃棄物処分場証言集ということで、第2集のものでございます。この中には元従業員の証言者が5名書かれております。ちょっと大きなタイトルだけ読ませていただきます。

証言Aの方は、「処分場は灰だらけ。港から持ってきたドラム缶も埋めた。これが漏れたら大変やで。これは掘ったほうがいい」というふうに書かれております。続きましてBの証言者は、「灰、ドラム缶、放射能のあるもの、アスベスト、何でも埋めた。いずれ何かが起こると思っていた」というふうに証言

されております。続いて証言Cの方は、「川下で公害が出る頃だろうとビクビクして過ごしている」というふうに書かれております。それから証言Dの方は、「ドラム缶を数百本埋めた。偽造、偽装、ねつ造がいろいろある」と書かれております。最後に証言Eの方です。「大量の血液も、動物実験廃液（薬品、化学物質も含む）もそのまま土の中へ埋めた」というふうに書いてございます。それからドラム缶の本数なのですけれども、「3000本のドラム缶はどうなったのか。有害物質の野積みはどうなったのか」というふうに書かれてございます。

それから写真のほうなのですけれども、見ていただきますと、掘った後のドラム缶の写真なのです。3000本のうちどこへ埋めたかちょっとわかりませんが、今日、RD処分場の視察をしていただいたと思います。建屋の中にドラム缶の掘ったものと、1斗缶、それからバッテリーが捨ててあったと思うのです。

ドラム缶、1斗缶はわかるのですけれども、あんなに大きなバッテリーが埋められてあったというのは、ちょっと不思議でなりません。普通、軽乗用車で40B、普通乗用車で55Bです。あのバッテリーだとたぶん観光バスとか、建設機械の200ぐらいの大きさのバッテリーだったと思うのです。あれにはたぶん鉛が入っておりますし、一部、壊れたものもあったのですけれども、そのまま埋められたということで、たぶんどこからか持ってきて、処分場がなかったらRDへ放り込んだというふうに見えるわけです。

あと、感じたことなのですけれども、産業廃棄物処理を考える会ということで、会報誌を何ヵ月かに出されております。その中で私が感想で書かせていただいたことを読み上げますので、ちょっとお聞きください。私もRDの連絡会というのか、RDのことに参加いたしまして1年半が過ぎました。初めは何となく聞いていたのですけれども、先輩方にお聞きして、写真等を見せていただくのと十分にわかりました。汚いものがいっぱい埋まっている、我々が考えられないものが、いっぱい埋まっているというふうなことを写真で見ました。

今日、視察していただいた中では覆土をして、草が生えて、「何やこれは。どうもないやんか」と初めて見ていただいた方には、そういう感じもするのですけれども、一部シートで隠したり、ナイロンの袋があったりしたわけなのです。その中には写真で見ていただいたようにドラム缶が埋まっているとか、ドラム缶の中の、いま言っていたダイオキシンの入っている焼却灰とか、廃液とかいっぱい入っていると思うのです。

おかげさまで緊急対策工事で焼却炉を2基壊していただいて、大きな地震、大きな台風が来ても、地元としてはちょっと安心はしているのですけれども、土の中のものにはちょっと心配しております。早くよい調査をしていただいて、確実な対策工を講じていただいて、琵琶湖の水まで行かないようにしてください

い。瀬田川、宇治川へ流れて、淀川へ流れるというふうになっておりますので、ぜひとも早く調査の段階、また対策工、そういうことで慎重にやっていただいて、いい仕事をお願いしたいということで、一応感じたことを述べさせていただきます。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。北尾団地さんはおられないので、そうしましたら中浮気……。さん、どうぞ。

上向自治会：時間の都合で私は今日は自治会長だけにお話をしてもらうつもりにしてありますけれども、一言だけちょっとお願いを申し上げたいと思います。

私どもはこの運動に取り組みまして10年たちます。その中の思いといえますのは、次の代へ負の遺産は残してはいけません。私もずいぶん年がいていますが、それを第一番に思っています。

それから現状ですが、栗東市の水道水は7割を地下水で採っておりますが、その取水場が3kmほど下でございます。そのまた3kmほど下に琵琶湖がございますが、この琵琶湖というのは関西の水がめでございまして、日本の人口の約1割の人が飲み水として使っております。これを汚してしまったら、この栗東市から汚染物を琵琶湖に流し込む、そして自分の飲み水の水源を汚してしまうということになりますと、これはもう取り返しがつかないことです。

これは私たちの代で何とか解決をしたい。このような思いで運動をしておりますので、調査委員の先生方にもそういう意味から、ぜひそういう後々の危くないような調査をしていただいて、対策工にもご助言をいただけたらと思いますので、一つよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。そうしましたら中浮気自治会さん、よろしく願いします。

中浮気自治会：と申します。この資料を基にちょっとお話をさせていただきます。この資料は住民側から見た処分場の汚染状況というのをグラフに書き上げてみました。このデータは滋賀県のデータと栗東市のほうで分析したデータを合わせたものをまとめてみました。一番表紙は「栗東環境レポート」ということで、一応、ホームページのほうにこのデータは2004年から上げさせていただきます。

まず総水銀なのですが、これは今年の3月まで、平成21年度分までの3年間のデータです。下のほうに赤いラインが入りますが、これは環境基準です。

いずれも高濃度で環境基準をオーバーしています。後半のほうは、先ほど何度も言われたSSではないかという状況のものなのですが、それにしても高濃度の水銀汚染です。処分場から下流の栗東市の3番も水銀が出ています。最近はこちらで出なくなっただけの場合もありますけれども、これはまた、時として出てくる可能性も十分あります。出たり出なかつたりする状況でもあります。

2枚目、シス-1, 2-ジクロロエチレンも同じく、県の1という井戸で常に環境基準を超えています。それからその次、ダイオキシン類も井戸によって出てきています。それからベンゼンは最近では落ちていてほとんど環境基準以下です。

次に鉛も高濃度の鉛が出てきています。先ほどの住民の説明にもありましたけれども、これもSSではないかという話なのですが、当然、井戸の中にはそういうものがたくさん出てきているということです。

その次、ヒ素も環境基準を大幅に超えています。桁(けた)が違います。それから、ホウ素も相当環境基準を超えて継続的に出ています。フッ素も時々環境基準を超えています。カドミウムも今までは出てくるのは少なかったのですが、後半はSSに含まれて、基準を超える値になっているのではないかと思います。

それからビスフェノールAは基準にはありませんけれども、高い値では800 $\mu$ gとか1000 $\mu$ gを超えている状況にあります。高濃度のものが出ています。大変な状況です。

今まではどちらかという基準とか、基準外でビスフェノールAという環境基準についてお話をしましたけれども、その次はCODです。浸透水だけですけれども、これもCODは安定型処分場は40mgという基準がありますが、これも明らかに安定型処分場の基準を超えています。継続的に出ています。

それから、CODの地下水です。地下水を測りました。これはCODは特に基準というものはないのでありますが、市の6番と1番があるのですが、一番右のほうです。薄い青ですが、このCODはだいたい1mgとか2mg、高くても3mgというCODなのですが、市の3番、400m下流側の井戸、ブルーですが、市の3番というものは常にCODが10mg、要するに10倍ほどが処分場下流域でも出ているという状況です。もちろん処分場の地下水、これは10mとか20mの地下水の話なのですが、高いCODの値を示しています。相当汚染されています。

その次にECです。電気伝導度も、浸透水は2000 $\mu$ S近くで推移しています。その次、電気伝導度 ECは、これも先ほど言いましたように、上流側、処分場の外の影響のないところは190 $\mu$ Sとか100 $\mu$ Sの値を示しています。一番下のブルーです。ところが処分場の中は2000 $\mu$ Sとか3000 $\mu$ S近くの値

が出ていますし、さらに 400m下流でも電気伝導度が 1000  $\mu$  S を超える値、10 倍ほどの値になって汚染されていますという指標です。

その次に地下水温度も、先ほど言いましたように上流側、処分場の影響のない上流側では 15~17 という通常の値なのですが、処分場の地下水、これも 10~15mの深さなのですけれども、20~25 という高温の水温となっています。もちろん処分場の中は 30 前後ぐらいで推移しています。それが水温です。

それからその次の pH、アルカリ性も調べていますけれども、これも 10~11 という高アルカリで推移しています。それから一部、酸性があったところもあります。

最後に A 4 紙で BOD です。これが最近、計測するようになりましたけれども、安定型処分場の廃止基準はだいたい 20 mg ということになってはいますが、県の処分場の中は 40 mg ぐらいで推移しています。一応、モニタリングとしては、そういう状況です。これは住民のほうから見てまとめたものです。

その次に A 3 の紙なのですが、これは R D 安定型最終処分場のモニタリング調査です。去年 6、7 月に県のデータと市のデータを定点で、その時期にまとめてみました。これは右上に上流側ですけれども、先ほど言いましたように、ほとんど基準以下です。温度も電気伝導も COD も想定内で全く汚染されていません。ところが処分場を過ぎて下流域になると、赤く書いているところは基準を超えたか、ちょっとこれは異常ですねというのを書き上げています。こういう状況です。

その次に A 3 の紙の 2 枚目は、これはそのときの処分場の中です。グリーンで書いているのは浸透水、青い系統で書いているのは地下水、赤く書いているのは基準を大きくオーバーしているという状況です。ぜひ、このへんも見ていかに処分場の地下水、10m、20mのところが、これだけ汚染されていますよということですよ。

その次は 3 枚目です。今までは水についてのお話ですけれども、それ以外に今後、検討していただく中で、留意していただきたいという内容のものがありません。今まで住民のほうからも県のほうからもお話がありましたように、深掘りの穴とか建屋とか、そういうものであちらこちらに問題の箇所があります。特に不法投棄が許可容量を超過して、31 万以上は超過していますので、そういうものをどうするのかということも、ぜひ参考にしていきたいです。

その次は刑事告発に伴う供述というのがありますが、これはどこにどういうものを埋めたかというものを、滋賀県が告訴して、滋賀県警で供述したものを県がまとめて、いただいたものを 1 枚の紙にまとめました。先ほどの話にありますが、いろいろなものを埋めたという、びっくりするような埋め方をしたと

いう内容のものが載っています。ぜひこれも今後、参考にして検討材料にしていただきたいと思います。

その次に地中粘土層破壊状況というものがあるのですが、これは私が県のデータやいろいろいただいたデータを基に柱状図とかを書いたのです。あそこに建屋があって、建屋の下には 600、400 という大きなパイルで、深さが 23～24m が 142 本打ち込まれています。これは廃棄物の上から打たれているわけです。しばらく廃棄物が入って、その下が砂地、粘土層を破壊して、下は砂地です。そういう柱状図もちゃんとあります。

それから、その次はガスです。以前はガスクロマトグラフィにかけてきちんと分析していたのですが、それはちょっと古くなっていますけれども、一応挙げておきました。というのも今度、表層ガスでガスの環境をやられるということで、特に二酸化炭素、メタンは高濃度で汚染され、テトラクロロエチレンとかベンゼンが汚染されているという状況です。その次もガス関係で、同じ傾向にあります。

一応データの的にはそういうことなのですが、我々はこれを踏まえて、先ほど一番最初にお話がありましたように、R D 安定型最終処分場の対策工実施の基本要件というものを去年 11 月 24 日に出しています。そういう今までのいろいろな内容、我々の思い、現場の状況、いろいろな先生方にアドバイスを受けて、我々周辺の住民が一生懸命まとめてきた内容です。12 項目あって、これを基に県の方は対策を考えてくださいという状況まで、いま来ています。その理由として、こういうことですよということを書かれています。今日いろいろ皆さんが話した内容のものが、ある程度細かく書いていますので、ぜひこれも今後の対策のほうに向けてやっていただいたらありがたいと思います。

すみません。最後に、ぜひお願いしたいのですが、今回の調査の中で、今までガスのモニタリングはできていないのです。ぜひガスの井戸を作っていて、モニタリングを続けてほしいのです。これからガスが今までと比べてよくなっていくのか、悪くなっているかがさっぱりわからない状況です。ぜひガスのモニタリングをできる井戸もきちんと測ってやっていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど来、S S とかいろいろな話が出ています。当然いろいろな問題があるとは思いますが、S S が影響しているということもわかりますけれども、まず今回やってほしいのは、ボーリングを上流側と、影響のない、処分場に全く関係のない 100m、200m 離れたところにボーリングを 1 本打ってほしいのです。当然そこにも S S が出てくると思うのです。その S S とこちらの S S と似たような S S が出てどうなのか。我々住民としては素人なので、バックグラウンドのそういうものを比較して、上流側の影響のないところに S

Sがあって、環境基準を超えるような高濃度のものが出てくるのか、出てこないのか。それを比較してほしいのです。それも一つお願いしたいです。

他にもお願いしたいことはあるのですが、県がよく言うのですけれども、重金属類を始め、自然由来ですという説明がよく出てくるのです。そういう資料も出てくるのですけれども、併せてこういう有害物が自然由来なのかどうか、それもぜひ、この委員会でめどをつけてもらいたいと思います。採水方法ということも、ぜひ検討していただけないかと思います。長くなりましてすみません。ありがとうございます。

司会：ありがとうございました。続きまして日吉が丘自治会さん、よろしくお願いいいたします。

日吉が丘自治会： と申します。よろしくお願ひします。本日は先生方には遠くのほうから栗東までお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、県側のほうとしまして、この場を設定していただきまして、特に公開というかたちでやっていただきまして、また、市のほうも、そういう場所なりを段取りしていただきましてありがとうございます。

ただ、以前から言っておりましたけれども、市のほうも、この調査の方の人数がもっと来られるのではないかなと思っていたのです。我々周辺自治会のほうでは役員を始め案内をかけました。やはりこれは、この中にもありますけれども、周辺自治会だけの問題ではないです。周辺自治会が同意したら調査、対策をするというような文言が書いてあるのですけれども、決してこれは周辺自治会だけの問題とはとらえてもらいたくないということをして市のほうにはお願いしております。

大変失礼な表現かもしれませんが、明日、市長選があります。今日、現地では栗東市長の國松さんと会いましたけれども、もうはっきり言ひまして國松さんは死に体ですので、市の組織のほうでしっかりと対応してもらいたいということを、まず最初にお願ひしておきます。

私は今日の先生方の具体的な話は、正直言ひましてははっきりわかりません。データのにも十分理解できません。ただし、私としましては周辺の自治会の代表としまして、やはり住んでいる人たちの安全と安心ということを守らなければならないということをして前提といたしまして、こういうカラーコピーされたきれいな資料とかデータだけでなく、生活の生の実感として先生方に一つ聞いていただきたいということをして申し上げます。

私は総論をちょっと述べまして、残りを対策委員の方から時間内、発言させていただきます。まず、今までの経過は自治会の方々が説明されておられまし

たので省略します。本題としまして今日、私も現地調査のところに同席したのですけれども、足がちょっと悪かったので、全部は見られませんでした。ただ、おとといの自治会と県側との協議の中にもありましたけれども、この資料の1、2は、果たして先生方に渡しておられる資料が適正なものかどうかということです。

ある先生も言うておられましたけれども、勉強されるということなのですから、勉強する教科書が恣意(しい)的に意図的なものであったり、適正なものが渡っていかなかったら、先生方も正当な、適正な判断ができません。追加とかデータのこともまた出されるということなのですから、まず私はそれを県側のほうに申し上げたい。適切な資料を提供されなかった場合の責任ということも、やはり県側としても重大に考えていっていただきたいと思いません。先生方も熱心にやっておられる意図は十分わかりますので、まず正しく必要な資料を提供していただきたいということを、第1点にお願いいたします。

それと現地で説明を受けましたけれども、北尾団地のところの覆土にきれいな大きなグラウンドがありました。立派なものです。ただし、あそこは今回の30mメッシュの測定範囲に入っているものではないかなと思います。そして、ボーリングして不法なものが出てきた場合、県の説明の方も言うておられました。ガスがあるかもわからないけれども、やりましたというようなことを聞きました。聞くところによると、300万円か400万円の費用を使って、また不法投棄、ガスなんかが出てきたら、またぶり返して掘り返さなければなりません。そういうことのないように今後はしっかりとお願いします。おそらく検討委員会が最後のタイムリミットだと思います。特にそういうことは、先生方よりも県側に対して重大な責任感と認識をもって取り組んでいてもらいたいと思います。

最後になりましたけれども、先生方と県の職員の皆さんは、この会議を終わられましたら栗東を離れます。各自治会の会長さん始め役員の方がおっしゃっておられましたけれども、この栗東の水道水は7割を地下水に頼っております。これは私の推測ですけれども、たぶん先生方は栗東の水道水は飲まれないのではないのでしょうか。ただ、我々栗東市民は死ぬまで、子々孫々まで、このRDのところから特別なことがない限り離れることはできません。それが基準以下だといって蓄積されていくのかどうか、そこらへんも併せて考えていてもらいたいと思います。

ただ一方的に言うだけではなく、これは調査、対策が完ぺきでした。ただし汚染は拡大しましたと。よく言う例えで、手術は成功しましたがけれども、患者は死にましたということのないようなテンポでお願いしたいということを申し上げて、終わりいたします。

日吉が丘自治会： と言います。お手元のほうに、うちで資料は配らせていただいたので、県への要望というものも書かせてもらったので、県の方もそれを見ていただいて、またお返事いただきたいと思います。

かいつまんで言いますと、ここで聴取ということだったので、これを読みまして疑問点でパツと思ったのが、30mメッシュでやるのだけれども、3割以下の分は横に編入するということですからけれども、できれば30mでも私は広いと思っているので、編入ではなくて、何かうまくやっていただけないか。900㎡以下でやっていただけないかという要望です。

それと資料のほうの表 - 2 . 1 で、既存がもうできているとか、調査済とか、調査不足とか、未調査と分けられているのですけれども、この根拠を私が知らないだけかもしれませんが、よくわからないので、その根拠を1個ずつ区画ごとに教えていただければと思います。どんな調査をして、どこまでやって、どういうふうになっているので、こういう済、ありとか不足とか結論を出したかということです。

それと、ここに「不明」とか「？」と書いていたのですけれども、あれがどうということなのか、また教えていただきたいと思います。この場ではちょっと時間がないので、後でも結構ですので教えていただきたいと思います。

前から私はこのことをうるさく言っていたのですけれども、今までの結果をまとめてということですからけれども、この資料がどういう結果からできているのかということが、私はものすごく知りたいです。今まで私たちが言ったことも入っているのか、入っていないのかです。それと今まで、この調査はちょっとおかしいよと言ったことも、そのまま載っているとか、載っていないとか、そういうこともございますので、できれば私はここに書いたのですけれども、ここまでできるかどうかわかりませんが、電子媒体でこれを作った全資料をいただきたいと思います。それと、これからここで出される資料については、紙ベースなり、電子媒体なりでいただければありがたいです。

これは全部私たちが見るというよりも、それをもらうことによって、県にしっかりやっていただいているということを確認できるという意味もあって書いたものです。それがあれば私たちも、見られる人はちゃんと見ていただけるとし、見られない人はそれなりに安心すると思います。以上です。

司会：ありがとうございました。そうしましたら最後、栗東ニューハイツさん、お願いいたします。

栗東ニューハイツ自治会：お疲れのところ失礼します。栗東ニューハイツを代

表して発言させていただきます。私も対策委員会の委員だったのですが、これまでの経緯については、いまお手元にお配りしました私の本にある程度まとめてありますので、見ていただけたらと思います。私は社会学者ですので、自然科学的なことはわかりません。社会科学的話を参考までにさせていただきますと思います。

周辺7自治会ありますが、二つの自治会はいわゆる旧村です。五つの自治会が新興住宅地です。そういう状況の中にこの問題が起きたということ、まずご承知しておいていただきたいと思います。極めて住宅に近接した処分場でした。そこで不法投棄が起きたということで、社会紛争が大きくなっているというふうにご理解いただけたらと思います。

私が申し上げたいことは3点あります。今回の調査委員会ですけれども、これは従来のいわゆる審議会とは違います。私も諮問委員会、あるいは審議会がよく委員をやりますけれども、普通は行政側がそういうものを設置して答申を出して終わるというかたちですが、今回はそうではなくて、先ほど樋口先生がおっしゃったように、答申は出しません。つまり、皆さんの上にあるのは県と住民側との話合いの場なのです。その下にこの調査委員会があります。したがって分業されているのです。

つまり、社会的世界の正統性の問題は県と住民側との話合いがやります。皆さんにお願いしたいのは、客観的世界の真理性の問題です。客観的世界の真理性の問題について、間違いないことを言ってください。よく審議会だと、落としどころを委員の人々もちょっと考えて、行政側はこういうことを最終的にねらっているのではないかということ、暗に気にして答申を出すということがあるかと思いますが、全く決まっていませんから、今回それは必要ありません。客観的世界で正しいと、真理であるということ、専門家の立場で言っていただければ十分です。それが1点目です。

それから2点目は、そのことにもかかわりますけれども、予算と制度の限界を考えないでください。予算がどのくらいになるか、制度がどうなるかということも県と住民側との話合いが決めます。ですから、先ほど県側から説明があったもので、「十分な調査ができない。もっと調査をやらせてくれ」というのだったら遠慮なく言ってください。

もっと予算を付けるということは住民側のほうで県にも言いますし、議員さんも動かします。そうやって話をします。任期も「3月までじゃ終わりっこないじゃないか」というのであれば遠慮なく言ってください。もっと延ばしてくれということは、我々も県と交渉します。ですから、予算とか制度の限界を考えないで検討してください。これが2点目です。

3点目は、先ほど他の自治会からもありましたけれども、調査の分析にあた

って公定法にこだわる必要ありません。住民側の立場からすると、要するに実態を知りたいのです。日本では認可されていないけれどもいい薬が海外にあるというのは、よく知られたことです。それと同じで、日本の調査ではわからないけれども海外の調査だったわかるということがあるということも、我々は知っています。ですから、皆さんがこういう調査をやるべきだということがあるのでしたら、何も環境省の告示にとらわれずに、ぜひやってください。我々が知りたいのは安全なのです。そこを重視して、国内のマニュアルにこだわらずに、思い切って実態解明をやっていただきたいというのが3点目です。

この問題に関しては、先ほど発言しました中浮気の さんがやっています 栗東環境レポートというホームページがあります。それからもう一つは、我々、栗東ニューハイツ地域環境を守る特別委員会が持っているホームページがあります。そのホームページのアドレスは本のあとがきの最後のところにあるかと思えます。それを見ていただきましたら、これまでのデータ等も参考になることはあるかと思えます。ぜひ、そのへんをまたご覧いただいて調査、検討を進めていただけたらと思えます。以上です。

司会：ありがとうございました。よろしいですか。どうもありがとうございました。そうしましたら委員長、よろしく願いいたします。

樋口委員長：ありがとうございました。自治会の、あるいは住民の皆様方の思いというのは、今回、直接ご説明いただきまして、また資料もいただきまして、十分に今後また持ち帰って理解するところもあると思えます。思いはよくわかったと思えます。時間の関係もあって非常に申し訳ないのですけれども、本来ですと今日、住民の皆様方からいろいろ出ましたご意見に対して委員のほうからコメントをするということになっておりますけれども、今日のご意見をずっとお伺いしてみますと、委員の専門的な立場から我々がコメントするようなご質問というよりも、どちらかという行政や、あるいはこの委員会に対する要望が非常に強かったと思えます。

その中で少し全量試験、あるいは外国の機関に同時分析をしていただきたいか、そういった分析方法等に対するご意見、こういったあたりが我々に対する質問というか、我々に意見を求められているのかなということもあります。そのへんにつきましては各委員それぞれ専門の立場で、分析が専門の方もいらっしゃるし、あるいは工学的な対策が専門の方もいらっしゃるし、後日、私のほうで、この問題に対するコメントを担当する委員の方を指名させていただきます。その方から文書でご意見をいただきたかというふうに考えております。委員の皆様方がいかがでしょうか。よろしいですか。何か私が言い

たいということがあれば、ぜひお願いします。

梶山委員：調査計画全体にもかかわることですし、いま住民の方がおっしゃったことにもかかわることなのですが、私自身、先ほどの栗東環境レポートは前々から参照させていただいて、とにかくめちゃくちゃにひどい汚染だなと思いました。少なくとも地下水、それから下流域の経堂ヶ池の水質も含めてです。

それで要するに、調査をする際に今までやったような溶出試験、それから含有試験は、私はこの調査方法には科学的にも大変大きな欠陥があると思っています。果たしてこういう、しかもボーリングというのは要するに広い地域の中での点の調査にしか過ぎませんから、こういう調査をして、かつ、その評価を従来の溶出試験、含有試験、それからいわゆる行政的な基準値でやっては、おそらく住民の方の思いとたぶん整合性がとれないだろうと思います。特に地下水の汚染のひどさとたぶん整合性のある結果は出ないだろうと考えられます。

私自身、いろいろな処分場の溶出試験、含有試験、それから下流域の汚染等を見てきましたが、要するに現行の公定法を使い、それから現行の基準を当てはめていくらやっても、それは大した汚染はないという結論になるのですが、実際には地下水、それから浸透水の汚染はひどいというケースが、むしろ普通にあった、日常的にあったというふうに私自信は認識しています。

ですから簡単に言うと、もう一刻の猶予も許さないような状況で、すぐにも対策にかからなければいけないのに、また相当の期間をかけて調査をする。しかもその調査が従来型の方法であれば、汚染というものは顕著に把握できないで終わってしまう可能性が強いということになると、ある意味、大変むなし感じがしているのです。それでもやらないよりはましという部分は当然あるでしょうけれども、同時に汚染が日々、拡大しています。

前回の検討委員会で横山先生がやった調査結果では、非常に汚染の拡大が早いという結果の一つが出ています。あれは常に当てはまるとは限りませんが、とにかくそういう危機的な状況にあるということ、やはり念頭において調査自体をやらなくてははいけません。同時に地下水汚染との整合性のある調査が本当にできるのか。今まで従来のやり方に大変疑問を持っています。

大東委員：いま梶山委員が言われたことと、私も同じような感じで聞いていたのです。私は元々地盤工学、それから地下水工学をやっている、特に地層の関係との関連で、この処分場がまさに帯水層をそのまま削ったようなところが接している。しかも、その部分に何も遮水シートもはっていないだろうというのは本当に致命的な状況です。

それで周辺の地下水調査のデータは、場内の調査はいっぱい見せていただいたのですが、少し離れたところのデータはあまりありません。むしろ下流側のデータをもっとたくさん本来とらなければいけないのではないかと思います。しかも、そこでもし汚染の何らかのデータが出てくるとすれば、むしろ緊急対策、よく土壌汚染の工場の跡地なんかは、まず周辺に汚染地下水がいかないようにバリア井戸を設置するとか、遮水地中壁をつくるとか、そういうことをやった後で、中を時間をかけてしっかりやろうということを普通はとるのですけれども、むしろそれに近い現場ではないのかなと思って私は聞いていました。

ですから先ほど、「手術は成功したけど、患者が死んでしまった」という例えがありましたけれども、そうならないように調査ばかりでなくて何らかの対策も加えることができれば、これは予算措置があるので難しいかもしれないのですけれども、ちょっとしたバリア井戸を掘って、下流側に汚染水がいかないようにするというような、それぐらいなら何がしかの手立てはできるのではないかという感じで聞いていました。

ここは調査のところですから、それはそれで議論はするのですけれども、むしろそれプラスアルファのことを県と市と住民の方で検討していただく場をまた設けていただいたほうがいいのではないかというふうに感じました。

樋口委員長：ありがとうございました。今回は住民の方からのご質問、あるいはご意見があれば、それに我々のほうで回答できるものは、回答というよりかコメントをしようということだったものですから、いま梶山委員のほうからは、それに近いご意見が出たと思います。それから大東委員のほうからは今日の全体のご意見というか、今日の委員会のご意見だったと思います。

それで今日、自治会のほうから出てきたいろいろな要望、あるいは質問もあったと思いますので、それは期日を定めて県のほうで回答するものと、あるいは我々のほうでコメントするものがあると思います。そのへんについて、先ほどちょっと私のほうからもご提案申し上げましたけれども、例えば梶山委員のほうから、いま全量分析と公定分析の考え方について、明確にご発言いただいたと思いますので、例えばそれは梶山委員のご意見というかたちで出させていただきますというようなかたちでもよろしいでしょうか。

では、あとその他のご意見等につきまして、主にまた協議しますけれども、やはり分析方法、それからサンプリングの方法といったものが中心だったと思いますので、それについては、また私のほうから、例えば小野委員なんかは分析にも非常にお詳しいので、そのへんを、あるいは大東委員、それから大嶺委員のほうは地下水関係について非常にご専門ですので、その必要性がありましたら、そのへんにつきましては期日を定めて、文書でコメントいただくという

ようなかたちでお願いしたいと思います。

ちょっと元に戻りまして申し訳ございません。それから先ほどの意見については、事務局の今後のスケジュールの関係もありまして、11月11日ぐらいまでにコメントをいただくというスケジュールでお願いしたいと思います。

それから先ほど資料の1で、事務局のほうから一番最後の2 - 5のところ、調査の概要について総括的なご説明があったと思います。その中で今後、調査を進めていく上で、まず表層ガス調査をやらなくてはいけないという発言があったと思います。一応、基本的には先ほどのご説明でいきますと、表層調査を行なって、絞込みを行なって、ボーリング調査の実施地点を最適化するということが目的でございますけれども、ここに挙げられました表の他に、ここに4項目の対象項目がありますけれども、この他に先ほど、硫化水素とメタンと地中温度を追加した調査を先行したいという要望なわけですけれども、これについてはこれで進めていきたいということなのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

梶山委員：1点よろしいでしょうか。スクリーニングの意味で表層ガス調査をやるというのは理解します。それはそれで一つの手段だと思えますが、やはり心配なのは、表層ガス調査だけで足りるのかです。例えば重金属というのは、基本的に表層ガスとしては検知されません。そうすると表層ガス以外に、やはり廃棄物層のすぐ下の土壌等も、あるいは廃棄物層の含有分析、あるいは溶出試験、これは試験方法の問題がありますが、そういうものも同時にやるべきではないかというふうに思います。

樋口委員長：先ほどの説明ですと、覆土がかかっている直下の部分の廃棄物ということなので、その部分についての含有試験をやったらどうかということでございますね。他の委員の方は何かご意見ございますか。では、ただ今の意見も踏まえて、早急に表層ガス調査のほうに着手していただいて、調査地点を決めていただくということを進めていただきたいと思います。本日の議題は以上でございますけれども、今後の予定につきまして事務局のほうから何かございますでしょうか。

滋賀県：ちょっと申し訳ございません。先ほど調査の説明のところ、資料3の説明をするのをちょっと忘れておりましたので、させていただきます。今の表層ガス調査の公開の件について住民の方から、どうするのかというようなご意見が先日の話合いの中で出ておりましたので、ちょっと配らせていただきました。

4項目ございまして、まず有害物調査は公開を原則としてやります。2番目で、見学者の安全確保等のために、立入り範囲を制限させていただく場合がございます。3番目としましては、表層ガスの調査の開始後、説明会をやるということで考えております。その詳細については、また別途連絡をさせていただきたいと思っております。最後に説明会以外の日に見学を希望される場合は、事前に対策室のほうまでご連絡いただければと思っております。以上でございます。

樋口委員長：ありがとうございました。一応これで本日、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。何かございますか。

滋賀県：申し訳ございません。今の追加で、今後のスケジュールですけれども、これからすぐに各委員の方にコメントをいただくお願いの文書を出させていただきます。11日までに回答いただきたいと思います。それで、それを踏まえまして今回の調査計画案の修正をします。今度、11月24日に周辺自治会さんとの話合いの場を持ちたいと思っております。また文書をすぐ出させていただきますけれども、そこで修正した案について説明をさせていただきます。また委員の方にも、こういうふうに修正しましたということで報告もさせていただきます。そういう中で住民の方の意見をいただいて、また委員の方に助言をいただくというようなこともあるかと思っております。そういうかたちで住民の方とのやり取りに、委員の方のご意見をいただきながらということで進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

樋口委員長：それでは、定刻も過ぎましたので……。

梶山委員：1点だけよろしいですか。委員長はこういう問題について各委員にコメントを書いてほしいと、今お話がありました。委員長が指摘されること以外のことで、別に言ってくれるなという意味ではないのですね。

樋口委員長：もちろん、出していただいて結構ですのでよろしくお願いいたします。それでは、これで閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

司会：委員の皆様、住民の皆様、どうもありがとうございました。それでは最後に正木琵琶湖環境部長から、ごあいさつ申し上げます。

滋賀県：どうも先生方には大変、台風が襲来しているようなときに本県までお

越しをいただきまして、本当に長時間にわたりましてありがとうございました。今日が第1回目ではございますが、今後ともご指導、ご助言をよろしく願いいたしたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをいたします。

また、今日は自治会の皆様方にも大変お忙しい中にもかかわらずお越しをいただき、それぞれの思いを、あるいは皆さん方の調査等を踏まえたご意見を述べていただきまして、本当にありがとうございました。また、こうしたことも踏まえまして、次回の話合いに臨ませていただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。

以上